

決算審査特別委員会

□ 頭 指 摘 事 項 (案)

平成25年12月16日

## 平成24年度決算に係る指摘事項一覧（案）

### 【口頭指摘】

- 1 県有施設の管理マネジメントについて (総務部)
- 2 中山間地域における移動販売車の支援について (地域振興部)
- 3 鳥取空港の冬期間運航の信頼性向上と活性化について (地域振興部)
- 4 まんが王国とっとり国家推進プロジェクトについて (文化観光局)
- 5 耐震対策技術者育成事業について (生活環境部)
- 6 鳥取県地域雇用創造計画推進事業について (商工労働部)
- 7 電気事業会計について (企業局)

## 決算審査特別委員会 口頭指摘（案）

（平成25年12月16日）

決算審査特別委員会において平成24年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

### 第1点目は、県有施設の管理マネジメントについてであります。

県は、県有施設の長寿命化、トータルコストの縮減、財政負担の平準化を推進するため、中長期保全計画作成指針に基づき、現在、62の県有施設の施設別中長期保全計画（サイトプラン）を作成しています。

平成26年度以降、サイトプランを一元的にとりまとめ、総合的に調整した県有施設全体の中長期保全実施計画（トータルプラン）を作成することにしてはいますが、このトータルプランは、人口減少社会の到来、今後の県の財政状況もにらみながら、各施設の優先順位を決め、作成するべきであります。

特に大勢の方が利用する県民文化会館やわらべ館等の集客施設については、防災面に一層重点を置き、計画を作成すべきであります。

### 第2点目は、中山間地域における移動販売車等の支援についてであります。

過疎化・高齢化が進行する中山間地域等で生活する皆さんが安心して暮らせるような生活サービスや支え合いの仕組みづくりなどの取組を支援する一環として「移動販売車等導入支援事業16,235千円」、「移動販売車運営費助成1,582千円」が実施されてます。

中山間地域等において交通手段のない方の生活を支え、加えて、安否確認な

どの声掛けが行われており、福祉的な取組として行政が助成すべきものとして一定の評価ができます。

今後は、福祉保健部等とも十分に協議を重ね、中山間地域の住民福祉の向上に資する公的支援としてふさわしい制度となるよう更に工夫すべきであります。

**第3点目は、鳥取空港の冬期間運航の信頼性向上と活性化について であります。**

鉄道、道路といった交通インフラの整備が十分ではない本県にとって、空路の果たす役割は大変大きなものであります。

このため鳥取空港には、冬季の運航への信頼性を高め、一層の利用促進を図るためにも、早急な対策が求められています。現在、新たな計器着陸進入システムが導入される予定であります。同システムが効力を発揮するためには、航空機の機器整備が必要条件となっております。しかし、航空機の中には対応機器を搭載していない機体もあると聞いております。

そこで、同様の問題を抱える空港を持つ日本海側の諸県と連携して、航空機の機器整備に対して国に助成制度の創設を求めるなど、積極的な取組を行うべきであります。

また、鳥取空港に本県をイメージできるような愛称を付して、空港名から本県を連想できるような取組を行い、空港のイメージアップを行うべきでもあります。

県内東西に空港を有する利便性の良さを十分に生かすとともに、ソフト、ハード両面で整備を行うことで両空港の更なる活性化を図っていくべきであります。

**第4点目は、まんが王国とっとり国家推進プロジェクトについて であります。**

まんが王国に関する経費として多額の経費を投入したが、概観すると、県民が広く「まんが王国とっとり建国」の成果を視覚的に実感できない状況にもあります。

そこで、マンガの特性である「分かり易さ」、「親しみ易さ」を活用して県の施策（例えば「子育て王国とっとり」、「手話言語条例」など）をPRする、漫画が溢れる街づくりを実践するなど、徹底して漫画を活用した取組を実践すべきであります。

また、事業を広く周知させるために、情報発信の期間を十分に確保し、発信する内容も充実させることが重要であります。そのためには、事業決定を迅速に行い、情報発信に要する経費についても配慮すべきであります。

「まんが王国とっとり」の成果や実践状況を県内外に広く情報発信するような仕組み（取組）を市町村と共に構築すべきであります。

**第5点目は、耐震対策技術者育成事業について であります。**

地震被災建築物応急危険度判定士は、目標登録者数1,100人に対して平成24年度末登録者数は701人に留まっている状況です。

このため、建設工事入札参加資格の格付等において、判定士を雇用する建設事業者を加点するなど、判定士登録を促進する施策を検討する必要があります。

また、危険度判定業務の待遇面のPRが不足しているため、PRを強化すべきであります。

併せて、全国被災建築物応急危険度判定協議会に対して、罹災証明の調査時等を参考に、危険を伴う判定士業務の待遇改善など、必要な環境整備を図るよう、働きかけるべきであります。

**第6点目は、鳥取県地域雇用創造計画推進事業について であります。**

国制度を活用した鳥取県地域雇用創造計画推進事業は、失業保険の受給資格のない失業者に対して県が独自に、就労研修中の支援金制度を創設したものであり、平成25年度8月までの約3年間で、のべ1,000人を越える研修利用者と、目標を超える500人以上の雇用を創出し、一定の役割を果たしてきました。

平成25年度で終了する同事業の利用者は就業困難者が多いことから、26年度以降は職業訓練受講給付金制度を受給しながら就労研修を続けることはできるものの、この制度には所得制限もあり、今後の県内の雇用状況の改善を図っていくためには、同事業の成果を引き継ぐ県独自の支援制度の創設を検討すべきであります。

**第7点目は、電気事業会計について であります。**

電気事業会計を担う太陽光発電、風力発電及び小水力発電事業において、太陽光発電であれば、屋根貸しといった新たな発電所の設置、小水力発電であれば新たな適地を探し事業を検討するなど、県民生活へ貢献するために大いに努力しています。

今後、太陽光発電については、固定買取価格が年々低下することが予想されることから、事業の採算性を考慮するとともに、関係機関と連携を取りながら事業を実施すべきであります。

小水力発電については、現在、中山間地で調査を行っている箇所の子業開始に向け準備を進めるとともに、他にも適地がないか調査を継続すべきであります。

風力発電については、自然環境に左右され、採算性も悪い面も見受けられますが、平成25年度に固定価格買取制度に移行したことにより、年間の収益も増加することが見込まれていることから、現在事業を行っている鳥取放牧場の他にも適地がないか、調査実施を検討すべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。